



平成 22 年 2 月 1 日

各 位

会社名 株式会社さいか屋  
代表者名 代表取締役社長 岡本 康英  
(コード番号 8254 東証第二部)  
問合せ先 取締役 三宅 健一  
(TEL. 044-211-3153)

## 資本金の額および資本準備金の額の減少ならびに剰余金の処分に関するお知らせ

当社は、本日付で別途公表しました「事業再生ADR手続の成立に関するお知らせ」に記載のとおり、本日平成 22 年 2 月 1 日開催の第 3 回債権者会議において、当社の債務の一部免除および債務の株式化(デット・エクイティ・スワップ)を含む金融支援について了承をいただき、同日開催の臨時取締役会において、事業再生ADR手続において成立した事業再生計画(以下「本事業再生計画」という。)に基づく施策の実施に向けて、別途公表しました「第三者割当による優先株式の発行および定款の一部変更等に関するお知らせ」と併せて、資本金の額および資本準備金の額の減少ならびに剰余金の処分について平成 22 年 3 月 23 日に開催予定の当社臨時株主総会の議案とすることを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### I. 資本金の額の減少

##### 1. 資本金の額の減少の目的

当社は平成 19 年 2 月期から平成 20 年 2 月期まで、2 期連続で当期純損失を計上しており、平成 21 年 8 月期においては 5,486,765 千円余の純損失、繰越利益剰余金のマイナスは 7,548,057 千円を計上するに至っており、早期の経営基盤の強化と財務体質の改善が必要になっております。

このような状況におきまして、繰越利益剰余金の欠損の一部填補に備えるため、また今後の資本政策の柔軟な展開を可能とするため、会社法第 447 条第 1 項の規定に基づき資本金の額の減少を実施させていただき、同額をその他資本剰余金に振替えたうえで、剰余金の処分により繰越損失を減少させることにより資本構成の改善をさせていただきたいと存じます。

##### 2. 資本金の額の減少の内容

###### (1) 減少する資本金の額

平成 21 年 2 月 28 日現在の資本金の額 3,149,063,737 円からその 50%相当額 1,574,531,869 円を減少して、全額その他資本剰余金に振替えます。その結果資本金の額は 1,574,531,868 円となる予定であります。

###### (2) 資本金の額の減少方法

発行済株式総数の変更を行わず、資本金の額のみを減少する方法によりますので、1 株当たりの純資産額に変更を生じさせるものではありません。

###### (3) 資本金の額の減少の日程(予定)

① 取締役会決議	平成 22 年 2 月 1 日
② 臨時株主総会決議	平成 22 年 3 月 23 日
③ 債権者異議申述公告	平成 22 年 3 月 24 日
④ 債権者異議申述最終期日	平成 22 年 4 月 24 日
⑤ 資本金の額の減少の効力発生日	平成 22 年 4 月 26 日

なお、本議案による資本金の額の減少の効力発生は、当社が保有する不動産(川崎店:神奈川県川崎市川崎区小川町 1 番地 1 ほか所在)が、平成 22 年 3 月 25 日までに株式会社 MM 投資組合に対して適法かつ有効に譲渡されること(詳細は、平成 21 年 12 月 9 日付「固定資産の譲渡及びリースによる固定資産の賃借に関するお知らせ」をご参照ください。)等を前提条件としております。

## II. 資本準備金の額の減少

当社は、上記 I. に記載のとおり大幅な欠損金を計上しており、早期の財務体質改善のため、会社法第 448 条第 1 項の規定に基づき資本準備金の額の減少を実施させていただき、同額をその他資本剰余金へ振替えたうえで、剰余金の処分により繰越損失の填補に充てさせていただきたいと存じます。

### (1) 減少する資本準備金の額

平成 21 年 2 月 28 日現在の資本準備金の額 1,197,420,000 円からその 50%相当額 598,710,000 円を減少して、全額その他資本剰余金に振替えます。その結果資本準備金の額は 598,710,000 円となる予定であります。

### (2) 資本準備金の額の減少の日程(予定)

- |                    |                  |
|--------------------|------------------|
| ① 取締役会決議           | 平成 22 年 2 月 1 日  |
| ② 臨時株主総会決議         | 平成 22 年 3 月 23 日 |
| ③ 債権者異議申述公告        | 平成 22 年 3 月 24 日 |
| ④ 債権者異議申述最終期日      | 平成 22 年 4 月 24 日 |
| ⑤ 資本準備金の額の減少の効力発生日 | 平成 22 年 4 月 26 日 |

なお本日付で別途公表の「第三者割当による優先株式の発行および定款の一部変更等に関するお知らせ」による優先株式の発行により、資本金の額は 370,759,000 円増加する予定ですので、資本金の額は 1,945,290,868 円となる予定であります。また資本準備金の額は 370,759,000 円増加する予定ですので、資本準備金の額は 969,469,000 円となる予定であります。

なお、本議案による資本準備金の額の減少の効力発生は、当社が保有する不動産(川崎店:神奈川県川崎市川崎区小川町 1 番地 1 ほか所在)が、平成 22 年 3 月 25 日までに株式会社 MM 投資組合に対して適法かつ有効に譲渡されること等を前提条件としております。

## III. 剰余金の処分

平成 21 年 2 月 28 日現在のその他資本剰余金の額 1,281,264,632 円の 50%相当額 640,632,316 円に加え、上記 I. に記載の資本金からの振替額 1,574,531,869 円、上記 II. に記載の資本準備金からの振替額 598,710,000 円を合算した合計額 2,813,874,185 円を、繰越利益剰余金の欠損の一部填補を行うために、会社法第 452 条の規定に基づき、その他資本剰余金からその他利益剰余金(繰越利益剰余金)に振替えることにより欠損の圧縮を行い、今後の早期の復配を可能にするように進めてまいります。なお、剰余金の処分は、I. に記載の資本金の額の減少および II. に記載の資本準備金の額の減少が当社臨時株主総会にて承認可決され、かつ両議案による資本金の額と資本準備金の額の減少の効力が発生することを条件といたします。

### 1. 減少する剰余金の項目およびその額

その他資本剰余金 2,813,874,185 円

### 2. 増加する剰余金の項目およびその額

その他利益剰余金 2,813,874,185 円

### 3. 剰余金処分の日程(予定)

- |                          |                  |
|--------------------------|------------------|
| ① 取締役会決議                 | 平成 22 年 2 月 1 日  |
| ② 臨時株主総会決議               | 平成 22 年 3 月 23 日 |
| ③ 資本金および資本準備金の額の減少の効力発生日 | 平成 22 年 4 月 26 日 |
| ④ 剰余金の処分の日               | 平成 22 年 4 月 26 日 |

## IV. 今後の見通し

当社は、事業再生に向けて上記 I. から III. の施策を実行することによって繰越損失を減少させ、柔軟な資本政策の展開が可能になることから、本事業再生計画の着実な遂行に努め、お客様を満足させる百貨店となるべく努力するとともに、株主の皆様への利益分配を早期に実現できるよう取り組んでいく所存でございます。

以 上